

区役所国保年金課及び国保事務センター業務委託  
落札者決定基準

令和3月5月

北九州市

～目次～

- 1 本書の位置付け
- 2 落札者の決定方法
  - (1) 入札価格の評価
  - (2) 提案内容の評価
  - (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
  - (4) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応
    - ① 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合
    - ② 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
- 3 入札価格評価の方法
- 4 技術評価の方法
  - (1) 配分の考え方
  - (2) 評価の方法
- 5 提案評価一覧表

別冊 提案評価様式集

## 1 本書の位置付け

区役所国保年金課及び国保事務センター業務委託落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、北九州市（以下「市」という。）が区役所国保年金課及び国保事務センター業務委託（以下「本委託事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

## 2 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価である「価格点」に提案内容の評価である「技術点」を加算する総合評価方式を採用する。

各委員の採点結果を集計のうえ、最も得点の高い者を落札者とする。

### (1) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき「価格点」を与える。ただし、入札参加者の入札価格が本市の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

### (2) 提案内容の評価

「提案評価一覧表」に基づき、提案内容を評価し「技術点」を与える。ただし、評価項目点が1項目でも0点（記載がない、本市の要求を満たしていない）の場合は失格とし、落札候補者とししない。

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 及び(2) で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。「総合評価点」の最高点は1,000点とし、「技術点」の最高点は800点、「価格点」の最高点は200点とする。

### (4) 総合評価の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、以下の①～②によって落札者を決定する。なお、以下の①～②で落札者を決定できない場合は、当該入札参加者立会いのもと、くじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員をして、代わってくじを引かせることができる。

① 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合  
「技術点」が高い者を落札者とする。

② 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合  
「入札金額」が低い者を落札者とする。

### 3 入札価格評価の方法

価格点は、以下の方法により算出する。

なお、入札価格が予定価格を超える場合は、評価対象外となるため、落札候補者とししない。

$$\text{価格点} = \text{最低入札価格} \div \text{当該入札価格} \times 200 \text{点}$$

※ ただし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

### 4 技術評価の方法

技術点は、評価基準に基づいて、以下のとおりに算出する。

#### (1) 配分の考え方

次のとおり大分類を設定する。各大分類に配分する得点は、下表のように設定する。

大分類	配点
事業主旨の理解度	20点
委託準備体制	80点
委託実施体制	280点
過去の実績	250点
各種業務	170点
合計	800点

#### (2) 評価の方法

「5 提案評価一覧表」の各中分類について、以下に示す方法により5段階の評価を行う。技術点は、小数点第2位までを求めて付与する。

判断基準		評価	得点の付与方法
・ 事業についての十分な理解、認識に基づいた提案の的確性など	ア 特に優れている	A	配点×1.00
	イ アとウの中間程度	B	配点×0.75
	ウ 優れている	C	配点×0.50
・ 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性など	エ 要求水準を満たす程度	D	配点×0.25
	オ 要求水準を満たしていない	E	配点×0.00